

不適合管理委員会報告情報
平成18年2月27日分

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障 (技術基準に適合する場合) ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

平成18年2月27日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：

No.	号機等	不適合件名	備考
1	2号機	所内ボイラ設備連続薬注装置の点検時、ポンプ流量制御装置の動作不良が認められたため、当該制御装置を修理	
2	3号機	中央制御室パネル9-5上部の原子炉熱出力表示器において、表示不良が認められたため、当該表示器を点検・修理	
3	3号機	廃棄物処理系廃液収集タンクサンプリングのための再循環運転時、攪拌弁に動作不良(閉固着)が認められたため、当該弁を点検・修理	
4	4号機	制御棒の動作不良事象発生に伴う関連設備機能検査等の再検査実施において、定期事業者検査実施計画の改訂手続きに不備が認められたため、実施計画を改訂及び対応検討	
5	4号機	請負工事(計器類の修理)購買請求手続きの再確認時、品質グレードの記載に誤記が認められたため、対応検討	
6	4号機	所内用空気系の原子炉建屋1階工事用空気元弁において、シートリーク(微量)が認められたため、対応検討	
7	5号機	常用換気空調系冷却装置(CH5-13E)用送風機(A・B)の点検時、プーリ取付部において、嵌合値の管理値外れ等が認められたため、プーリ及びファンシャフト等を交換	
8	5号機	スイッチギア室局所空調機(HVH5-27A)の点検時、カップリング取付部の嵌合値に許容値外れが認められたため、カップリングを交換	
9	5号機	格納容器内弁システム漏えい検出記録計(TRS2-412)において、打点機構の破損による印字不良が認められたため、当該記録計を点検・修理	

その他:

No.	号機等	不適合件名	備考
10	6号機	屋外東側ヤードポンプ室北側シャフト内サンプにおけるレベル変換器(LT-58-002)の点検時、誤差率に精度外が認められたため、当該計器を修理	
11	6号機	残留熱除去ポンプ(B)入口ライン洗浄水元弁(E12-F007B)の浸透探傷検査時、弁体出口側シート面に線状指示模様が認められたため、対応検討	
12	その他	請負工事(機器ドレン処理設備定検)購買請求手続きの再確認時、品質グレードの記載に誤記が認められたため、対応検討	

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話:0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで